定款

建設業経営労務協会

目 次

第一章 総 則

第二章 事 業

第三章 会 員

第四章 役員および事務局

第五章 会 議

第六章 会 計

第七章 附 則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員の労働者災害補償保険第二種特別加入の推進と会員の災害防止 対策の立案・実行を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は「建設業経営労務協会」とする。

(事務局)

- 第3条 本会の運営機関として、東京都世田谷区世田谷1-33-2に事務局を設置する。
 - 2 事務局は事務局長および事務局員で構成され、その選任は理事会において行 う。

第二章 事 業

(事業)

- 第4条 本会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業をおこなう。
 - (1) 災害防止対策の研究、災害防止研修の実施、各種情報の提供に関すること
 - (2) 労働者災害補償保険法第35条の規定に基づく一人親方等の特別加入に関する事業
 - (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業に関すること

第三章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、日本国内で建設業を営む自営業者を会員とする。

(会員の入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を事務局へ提出し、受理されたことをもって本会の会員となる。

(入会金および組合費)

第7条 会員は、別に定める入会金および組合費を納入しなければならない。

(脱 退)

第8条 会員は、本会を脱退しようとするときは、速やかに届け出ることにより、受理された日の属する月をもって脱退することができる。

第四章 役員および事務局

(役 員)

第9条 本会に以下の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 5名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員の選任)

第10条 会長、副会長は、理事会において選任する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - 2. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行なわなければならない。

(役員の職務)

- 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3. 理事は、会長および副会長を補佐し、会務の運営にあたる。
 - 4. 監事は、業務および会計の状況を監査し、総会に報告する。

(事務局)

- 第13条 本会の業務を処理するため、事務局を設け事務局長を置くことができる。
 - 2. 事務局長および役員の任免等は、理事会の同意を得て会長が任免する。

第五章 会 議

(会 議)

第14条 会議は、総会および理事会とする。

(総 会)

- 第15条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
 - 2. 通常総会は、毎年1回6月に開催する。
 - 3. 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 会員の1/4以上の請求があったとき
 - (2) 理事会の決議があったとき
 - 4. 総会は、会長がこれを召集する。
 - 5. 総会は、会員の過半数の出席がないと開催することができない。
 - 6. 総会の決議は、多数決とする。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(付議事項)

- 第16条 別段の定めのある事項の他、次の各号に掲げる事項は、総会の決議または承認を得なければならない。
 - (1) 予算決算に関する事項
 - (2) 事業報告ならびに事業計画に関する事項
 - (3) 定款の変更または改廃に関する事項
 - (4) 規約の設定または改廃に関する事項
 - (5) その他、この会の運営上特に重要な事項

(理事会)

- 第17条 理事会は、必要に応じて開催し、会長がこれを召集する
 - 2. 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会の決議に基づく事項を執行する。

第六章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、入会金、組合費の収入で充てる。

(入会金および組合費)

第19条 入会金および組合費は、総会で決定する。

(剰余金)

第20条 毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、その金額を翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 附 則

(附 則)

第22条 本定款は、昭和60年4月1日より施行する。

入会金および会費規定

第1条 定款第18条の規定による会員の入会金および会費は次の通りとする。

1、入会金 5,500円

2、会 費(月額) 2,200円

第2条 入会金は、入会手続後、すみやかに納入する。

第3条 会費の払込みは、原則として年払いとする。